

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 9-1-6(2)	第 2 編 9-1-6(2)・ (3)	酒類小売業免許の区分の取扱いの見直しに伴い、販売場の取扱いについて整理した。
9-1-8	9-1-8	酒類小売業免許の区分については、一般酒類小売業免許、通信販売酒類小売業免許及び特殊酒類小売業免許の3区分とした。
9-1-11	9-1-11・12	特殊酒類小売業免許の取扱いについて整理した。
9-1-20	9-1-21	酒類小売業免許の区分の取扱いの見直しに伴い、酒類小売業免許の取扱官庁について整理した。
削除	9-1-23	旧免許取扱要領に基づく全酒類小売業免許等の取扱いについて削除した。
9-2-2	9-2-2	みりん小売業免許の区分の廃止に伴い、輸入酒フェア等を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱いについて整理した。
10-10-4・5	10-10-4・5	酒類小売業免許の区分の見直しに伴い、通信販売酒類小売業免許及び特殊酒類小売業免許に係る法第10条《免許の要件》第10号（経営基礎要件）の取扱いについて整理した。 なお、通信販売酒類小売業免許に係る要件を満たす申請者の例示である通信販売業者について削除した。
10-11-4	10-11-4・5	酒類小売業免許の区分の見直しに伴い、通信販売酒類小売業免許及び特殊酒類小売業免許に係る法第10条《免許の要件》第11号（需給調整要件）の取扱いについて整理した。 なお、通信販売酒類小売業免許については、販売しようとする酒類の範囲が、前会計年度における酒類の種類（品目）ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類及び輸入酒類である場合には免許を付与することとした。
11-1-3	11-1-3	酒類小売業免許の区分の見直しに伴い、販売する酒類の範囲又は販売方法の条件の取扱いについて整理した。 なお、酒類小売業者の共同購入機関（協同組合）が自ら開発した商標の銘柄の酒類については、当該銘柄の酒類の卸売販売総量の百分の二十を超えない範囲で組合員以外を対象とする卸売販売も可能となることとした。
11-2-3	11-2-3	販売する酒類の範囲又は販売方法の条件の緩和又は解除の取扱いについて、酒類販売業者からの申出があった場合に、酒税法第14条《酒類の販売業免許の取消し》の各号のいずれにも該当しない場合で、当該免許区分に従い、緩和又は解除の可否を決定することとした。 なお、酒類小売業免許の区分の見直しに伴い、適用前に付与した酒類小売業免許に係る条件の緩和についても同取扱いによることを明示した。
16-1-2	16-1-2	みりん小売業免許の区分の廃止に伴い、移転の許可の取扱いについて整理した。
47-1-10	47-1-10	販売場の取扱いの整理に伴い、異動申告の取扱いについて整理した。
第 6 編 (別表 1)	第 6 編 (別表 1)	酒類小売業免許の区分の見直しに伴い、免許等につき課される登録免許税の取扱いについて整理した。